

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 16 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社 水匠
 住所 大和高田市日之出東本町20-4
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 岡橋 亨
 電話番号 0745-52-3529
 FAX番号 0745-52-7737
 メールアドレス water@suisyou.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 25 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5年 8月 16日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ^{スイショウ} 水匠
住 所 〒635-0023 大和高田市日之出東本町20-4
代表者氏名 代表取締役 ^{オカハシトオル} 岡橋 亨

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ^{スイショウ} 水匠		
住 所	〒635-0023 大和高田市日之出東本町20-4		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{オカハシトオル} 岡橋 亨		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 岡橋 善次郎	代表取締役 岡橋 亨	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 16 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水匠

住 所 大和高田市日之出東本町20-4

代表者氏名 代表取締役 岡橋 亨

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市日之出東本町20番4号
株式会社水匠

会社法人等番号	1500-01-020122		
商号	株式会社水匠		
本店	奈良県大和高田市日之出東本町20番4号		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成27年7月27日		
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 水道施設工事業 4. 産業廃棄物収集運搬業 5. 上記各号に附帯関連する一切の業務		
発行可能株式総数	8000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株		
資本金の額	金800万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には承認があったものとみなす。		
役員に関する事項	取締役	岡橋善次郎	
	取締役	岡橋亨	
	取締役	岡橋安里沙	平成28年 6月27日就任
			平成28年 6月28日登記
	奈良県大和高田市日之出東本町20番4号 代表取締役 <u>岡橋善次郎</u>		令和 5年 8月 8日辞任
		令和 5年 8月 8日登記	

奈良県大和高田市日之出東本町20番4号
株式会社水匠

	奈良県大和高田市日之出東本町20番4号 代表取締役 岡橋 亨	令和 5年 8月 8日就任 ----- 令和 5年 8月 8日登記
	監査役 岡橋 静子	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	設立	平成27年 7月27日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 8月15日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

畑 山 尚 江



株式会社水匠定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社水匠 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 水道施設工事業
4. 産業廃棄物収集運搬業
5. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県大和高田市日之出東本町20番4号 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には承認があったものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 9 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。また、届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務

を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第23条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が、取締役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の権限の範囲)

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の選任及び解任)

第34条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 配当金には利息を付けない。

令和 5年 8月 16日

以上は当会社の現行定款に相違ない。

株式会社水匠
代表取締役 岡橋 亨

